

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 農村活性化グループ 011-231-4111（内線27-862）	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 （内線4491/4349）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600（内線3540）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161（内線3563）	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271（内線2658）	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161 （内線2569/2567）	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511（内線2671）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111（内線4772）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031（内線83342）	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
（電話）03-3502-8111（内線5618）

多面的機能支払交付金 平成28年度改正の ポイント



平成28年4月

農林水産省

資源向上支払(施設の長寿命化)の 年交付額の変更

新たに資源向上支払(施設の長寿命化)に取り組む場合※は、年交付額を変更します。

- 交付単価は5/6を乗じた額 (例)都府県の田の場合:3,666円/10a
- 1集落当たりの上限額は200万円

※ 事業計画の変更及び活動期間満了による再認定を含みます

☞ 広域で活動する場合はメリット措置があります

○ 取組面積が広域である場合は、交付単価はこれまでと変わりません。

広域で活動(例)

地 域:M県T町
取組面積:水田250ha
集 落 数:5集落

○年交付金の上限額
4,400円/10a × (250 × 100)a
= **11,000,000円**
(1,100万円)



組織の中での話し合い

☞ 広域で活動する場合でなくても、直営施工※※に取り組めばメリット措置を受けられる場合があります

※※ 直営施工とは、対象組織の全員または一部が施設の補修等を全てまたは一部実施することです

○ 直営施工に取り組む場合は、交付単価はこれまでと変わりません。ただし、1集落当たり上限額200万円が適用されます。

広域での活動ではないが、直営施工を実施(例)

地 域:H県S市
取組面積:水田100ha
集 落 数:2集落

- ①交付単価の調整なし
4,400円/10a × (100 × 100)a
=4,400,000円
- ②1集落当たり上限額200万円
2,000,000円 × 2集落
=4,000,000円



農道の補修
(対象組織が実施)

→①、②のいずれか小さい額が年交付金の上限額= **4,000,000円** (400万円)

活動評価の導入

☞ 対象組織は、これまでの取組を振り返ってみましょう。また、その結果を地域で共有しましょう。

○ 市町村が取組の成果を評価し、助言を行う仕組みをつくりました。対象組織は、取組の成果を振り返り、地域で共有することで、次年度以降の活動計画に生かしましょう。

- ① 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動
- ② 多面的機能の増進を図る活動

① 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動 (例)



農業者による現地調査



地域住民との意見交換



② 多面的機能の増進を図る活動 (例)



小学生の野菜栽培体験学習
【遊休農地の有効活用】



田んぼダムの取組
【防災・減災力の強化】



田植え祭の継承
【農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化】

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 日本型直接支払グループ 011-231-4111（内線27-862）	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 （内線4491/4349）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600（内線3540）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161（内線3563）	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271（内線2658）	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161 （内線2569/2567）	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511（内線2671）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111（内線4772）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031（内線83342）	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
（電話）03-3502-8111（内線5618）

多面的機能支払交付金

平成29年度 改正のポイント



平成29年4月

農林水産省

経理区分の一本化

改正内容

資源向上支払(長寿命化)とそれ以外とで区分されている経理区分を一本化することができますようにします。

効果

これにより、事務作業の負担軽減が図られ、これまで以上に活動に取り組みやすくなります。

経理区分の一本化のイメージ

これまで

- ・資源向上支払(長寿命化)
- ・資源向上支払(共同)
- ・農地維持支払

これから

- ・資源向上支払(長寿命化)
- ・資源向上支払(共同)
- ・農地維持支払

経理が2つに分かれていて、帳簿の整理が大変だ。



事務作業の負担が軽減されたため、活動をこれまで以上にがんばれる。



経理区分の一本化に関するQ&A

(Q)これまでどおりの経理区分で整理することはできますか。

(A)できます。活動組織ごとで金銭出納簿等が管理を行いやすい経理区分で整理してください。

(Q)平成28年度以前から活動している活動組織等も、平成29年度以降に一本化した経理区分で整理することはできますか。

(A)できます。なお、経理区分を一本化する場合には、金銭出納簿等が変更になりますのでご注意ください。

水田の畑地化に伴う単価の経過措置

改正内容

水田を畑地化する場合は、その時点の活動期間中に限り、農地維持支払の交付単価は水田の単価を適用できます。

効果

水稲中心の営農から野菜等の高収益作物への転換を後押しします。

水田を畑地化した場合の単価のイメージ

	これまで			これから	
	(単位 円/10a)			(単位 円/10a)	
単価	水田	畑地化後	→	水田	畑地化後
	3,000	2,000		3,000	3,000

※都府県の場合

※都府県の場合

※都府県の場合

※地目の変更があった時点の、残りの活動期間中に限る

多面的機能の増進を図る活動における広報活動の要件化

※対象農用地に中山間地域等が含まれる場合は、任意としていますので、最寄りの市町村等にご確認ください。

改正内容

平成29年度以降に新たに多面的機能の増進を図る活動に取り組む活動組織については、多様な主体の参画を目的とする広報活動を実施することを要件とします。

効果

農業者中心や少人数ではできなかった活動が可能になるなど、活動が充実すると同時に、活動の継続的な実施につながります。

活動のイメージ

多面的機能の増進を図る活動(1つ以上実施)

遊休農地の有効活用、
農地周りの共同活動の強化、
地域住民による直営施工、
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化、

防災・減災力の強化、
農村環境保全活動の幅広い展開、
医療・福祉との連携、

広報活動(1つ以上実施)

チラシ、パンフレット、
広報誌、ポスターの作成・頒布

看板やポスターの設置

ホームページの開設・更新、
関係団体等のホームページ
への掲載
等

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 日本型直接支払グループ 011-231-4111（内線27-856,862）	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 （内線4491/4349）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600（内線3540）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161（内線3563）	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271（内線2658）	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161 （内線2569/2567）	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511（内線2671）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111（内線4772）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031（内線83342）	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
（電話）03-3502-8111（内線5618）

多面的機能支払交付金

平成30年度 改正のポイント



平成30年4月

農林水産省

小規模集落の支援のための加算措置が始まります

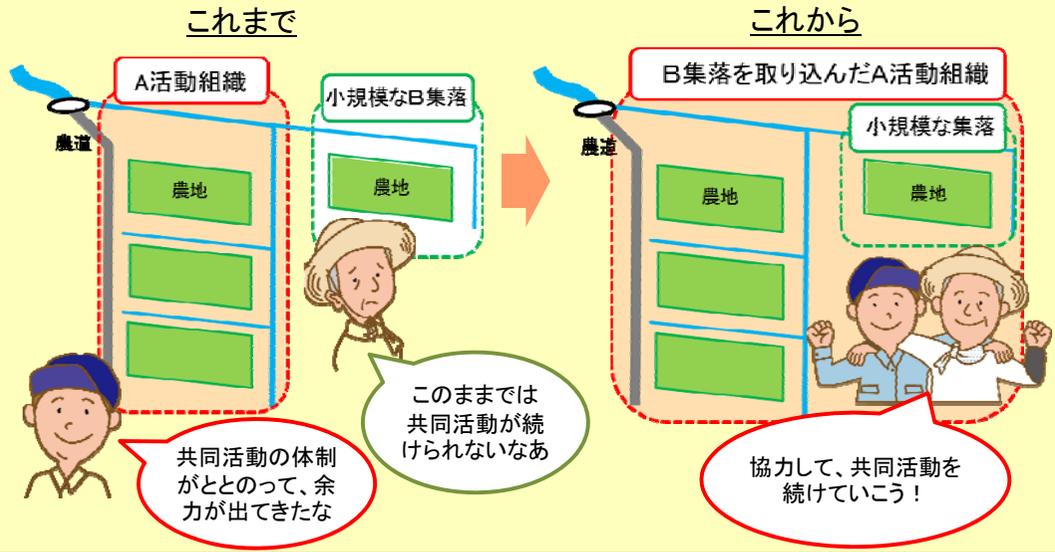
改正内容

既存活動組織が小規模集落を取り込み、集落間で連携して保全管理を行う場合、新たに取込んだ農用地面積に応じて加算します。

効果

保全管理が困難な小規模集落において、共同活動に取り組みやすくなります。

小規模集落支援のイメージ



加算措置の交付単価

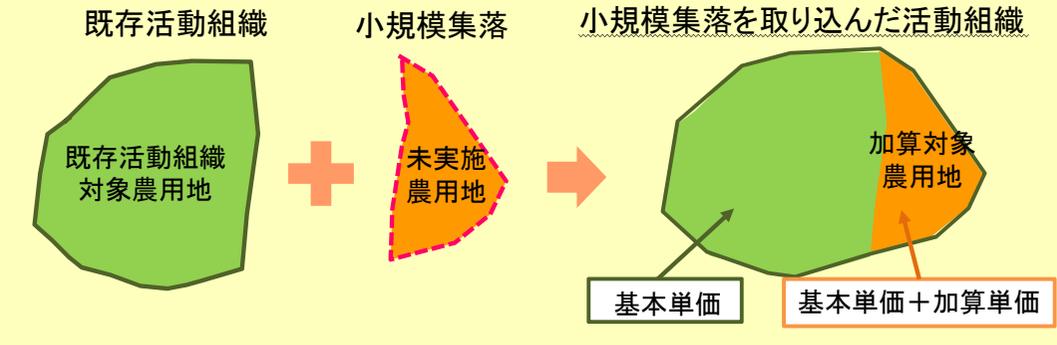
新たに取り込む小規模集落が保全管理する区域内の農用地面積に応じて、以下の加算単価によって加算します。

農地維持支払の加算単価 (円/10a)

	都府県	北海道
田	1,000	700
畑	600	300
草地	80	40

なお、加算額は上限があります。
 ○ 1小規模集落あたりの加算上限額 20万円
 ○ 活動組織あたりの合計加算上限額 40万円

加算のイメージ



加算措置の適用を受ける条件

既存活動組織

多面的機能支払の活動を実施している活動組織及び広域活動組織

※前年度に活動期間が終了し、本年度に事業計画の認定を受ける活動組織及び広域活動組織も適用されます。

既存活動組織は、小規模集落が保全管理する区域内の対象農用地を追加し、事業計画変更を行ってください。

小規模集落

以下の条件を満たす農業集落

- 総農家戸数が10戸以下
- これまでに、多面的機能支払(旧制度の農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払を含む)に取り組んだことがない

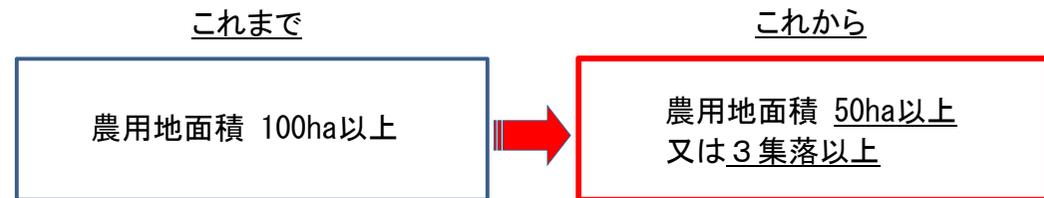
加算措置の適用期間

小規模集落支援の適用を開始した年度から、既存活動組織の活動期間の終了年度まで適用されます。

広域活動組織の設立要件が一部緩和されます

中山間地域等における広域活動組織の設立要件

中山間地域等条件が不利な地域において、広域化による体制強化を図りやすくするため、広域活動組織の設立要件を緩和します。



※上記は都府県に適用

※都府県によって、広域活動組織の設立要件が異なる場合があります。

詳しい条件は最寄りの市町村等にお問合せください。

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 日本型直接支払グループ 011-231-4111（内線27-876）	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 （内線4491/4349）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600（内線3565）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161（内線3563）	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271（内線2658）	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161（内線2569）	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511（内線2671）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111（内線4772）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031（内線83334）	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
（電話）03-3502-8111（内線5618）

高めよう 地域協働の力！ 多面的機能支払交付金



令和元年度 改正のポイント



令和元年6月

農林水産省

加算措置・対象農用地が拡充されます

新規拡充（資源向上支払、広域化・体制強化）

(1) 資源向上支払（共同）の単価について、2つの加算措置が拡充されます。

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援：400円/10a 等

- 活動組織が多面的機能の増進を図る活動について、
- すでに取り組んでいる組織が直近の活動計画における取組に加え、新たに1取組以上追加する場合、または、
 - 新たに取り組む組織が2取組以上選択して取り組む場合

② 農村協働力の深化に向けた活動への支援：400円/10a 等

- ①の支援を受ける活動組織であって、構成員（人・団体）のうち、
- 農業者以外の者が4割以上を占め、かつ、共同活動に参加する構成員の総人数の8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合

①に取り組む場合の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

②に取り組む場合にさらに加算される単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※ ①、②については、農地・水保管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。

(2) 活動組織の広域化・体制強化

これまで、一括して交付していましたが、これからは、最長5年間（当該活動期間中）にわたって毎年度交付金を交付します。

◆これまで 【40万円/組織】

◆これから 【最長5年間（当該活動期間中）】 最大で80万円/組織

○広域化・体制強化に係る支援単価（年・組織）

都府県	北海道	交付額 (年・組織)	総額 (5年間)
3集落以上または 50ha以上200ha未満	3集落以上または 1,500ha以上3,000ha未満	4万円	20万円
200ha以上1,000ha未満 または特定非営利活動法人	3,000ha以上15,000ha未満 または特定非営利活動法人	8万円	40万円
1,000ha以上	15,000ha以上	16万円	80万円

- ※ 上記面積は認定農用地面積です。
- ※ 活動期間中に面積が拡大した場合、活動計画書の変更が認定された時点で交付額が変更となります。
- ※ これまでに広域化に係る支援を受けた組織が、広域化する組織の合計面積の20%を超える場合は、広域化・体制強化に係る支援を受けられません。

対象農用地の拡大

資源向上支払（共同・長寿命化）でも、農振農用地以外の農用地※であっても都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地については交付金の算定対象となります。

※ (a) 生産緑地法に定められた生産緑地地区内に存する農用地や (b) 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な水保管理が図られている農用地、(c) 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地、など

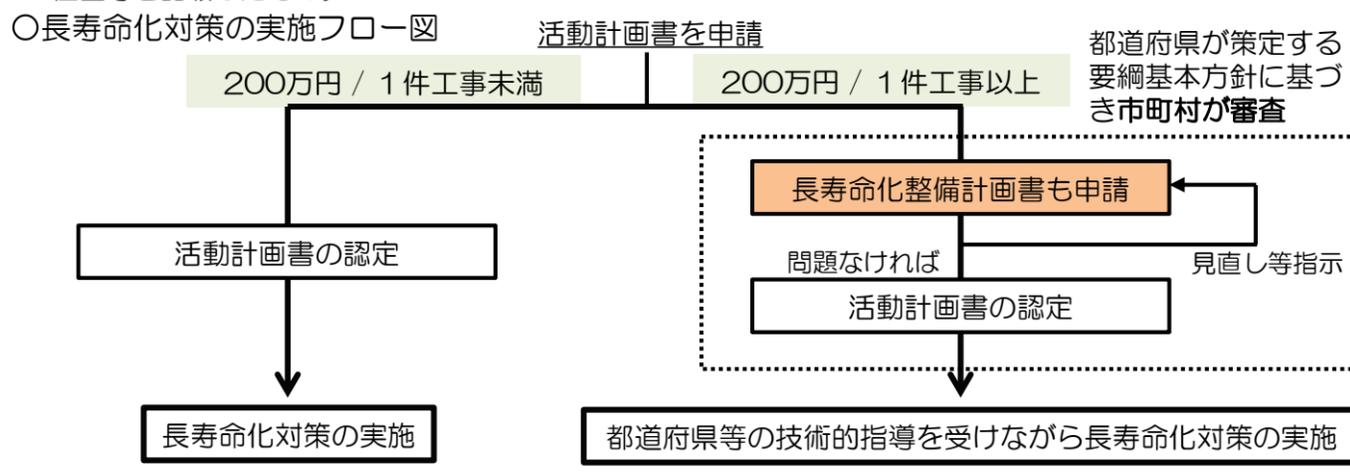
資源向上支払（長寿命化）の取扱いが見直されます

長寿命化にかかる工事1件の上限について

交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として「工事1件当たりの費用は200万円未満」とします。

この費用を超える工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書※」を策定し、活動計画書に添付し、市町村へ提出して審査を受ける必要があります。

※長寿命化整備計画書とは、長寿命化対策を行おうとする施設の名称、機能診断結果、活動内容、概算事業費、位置等を記載したもの。



事務が簡素化されます

活動項目や様式の見直し

(1) 活動項目・取組の整理統合

活動項目・取組の整理統合を行い、取組の内容は変えずに**選択する取組数を統合しました。**

◆これまで ◆これから ◆これまで ◆これから

活動項目	取組	取組	活動項目	取組	取組	
実践活動 水路	水路の草刈り	<7>水路の草刈り	農道 農道	路肩、法面の初期補修	<32>農道の軽微な補修等	
	ポンプ場、調整施設等の草刈り			軌道等の運搬施設の維持補修		
	水路の泥上げ			破損施設の補修		
	ポンプ吸水槽等の泥上げ			きめ細やかな雑草対策		
	かんがい期前の注油			<9>水路附帯施設の保守管理		側溝の目地詰め
	ゲート類等の保守管理					側溝の不同沈下への早期対応
	遮光施設の適正管理					側溝の裏込材の充填
		7個→3個に統合	附帯施設	破損施設の補修	8個→1個に統合	

(2) 申請・報告様式の見直し

文字を大きくし、分かりにくい箇所には説明を加えるなど、**分かりやすい様式にしました。**

活動記録

◆これまで

活動区分	施設又はテーマ	具体的な活動内容 <()番は長寿命化の場合>
<input type="checkbox"/> 農地維持 <input type="checkbox"/> 資源向上(長寿命化) <input type="checkbox"/> 資源保全プラン	<input type="checkbox"/> 調査・計画 <input type="checkbox"/> 実施活動 <input type="checkbox"/> 啓発・普及 <input type="checkbox"/> 設置等	<input type="checkbox"/> 事務処理等 <input type="checkbox"/> 研修・会議 <input type="checkbox"/> 発注事務

複雑なチェックボックスから選択 → 活動項目、取組を記述

◆これから

①取組番号表から取組に対応する番号を選択 → ②活動内容が自動で入力

取組番号(左詰め)	活動内容			
	取組番号	支払区分	活動項目	取組
7 10	7	農地維持	水路	水路の草刈り
	10	農地維持	農道	農道の草刈り

事務が楽になって活動に力を入れられるようになったわ

